自主規制・業務本部審理ニュース［No．４］

平成 30 年３月 16 日

**独立行政法人 福祉医療機構からの借入金の残高確認について**

平成29年４月１日に開始する会計年度から一定規模を超える社会福祉法人、平成29年４月２日以降開始する会計年度から一定規模以上の医療法人について、法定監査が導入されています。

今般、独立行政法人福祉医療機構（以下「福祉医療機構」という。）からの借入金に関する残高確認の実施について、福祉医療機構と協議した結果、以下の内容にてご対応いただけることになりましたので、お知らせします。監査人各位におかれましては、以下の内容を踏まえた対応を行うようご留意ください。

**＜福祉医療機構に対して残高確認を実施する際の留意事項＞**

**・残高確認の様式**

様式は必ず別紙を利用ください。

別紙以外の様式による残高確認書では、原則として福祉医療機構からの回答はいただけません。

**・残高確認の対象について**

対象は、貸付金残高に関連した残高となります。貸付金残高に関連しない取引については、対象外となります。

**・回答期間について**

福祉医療機構からは、可能な限り迅速に回答をいただける予定ですが、法定監査導入初年度の対応であることもあり、４月下旬以降の回答となる可能性がありますので、ご留意ください。また、迅速な回答をいただくためにも、可能な限り残高確認書の早期発送をお願いします。

**・回答内容について**

原則として別紙参照の形式にて回答をいただける予定です。なお、回答に対する問合せは、福祉医療機構では原則として受け付けられないとしています。これを踏まえた上で、確認の回答により生じた確認差異については、監査基準委員会報告書 505「確認」第 13 項を踏まえ、適切な監査証拠を入手する必要があることにご留意ください。

**・ 同封する返信用封筒について**

上記のとおり、回答は原則として別紙参照の形式となります。同封する返信用封筒は A4 用紙が収まる規格とするようお願いします。

以 上

2021年02月22日

独立行政法人 福祉医療機構からの借入金の残高確認については、2018年（平成30年）３月16日付けで公表した自主規制・業務本部審理ニュース［No．４］「独立行政法人 福祉医療機構からの借入金の残高確認について」にてお知らせしているところです。

　このたび、福祉医療機構から様式の変更と留意点についての周知の依頼がございましたのでお知らせします。

　社会福祉法人及び医療法人の監査を受嘱した会員各位におかれましては、審理ニュース及び変更後の様式、留意点を踏まえた対応を行っていただきますようお願い申し上げます。

残高確認書の様式の変更点

　①貸付番号の記載（貸付番号は９桁です。４桁-１桁-４桁（例：1234/5/6789）で記載願います。）

　②依頼人の担当及び電話番号の記載

　③和暦の削除

留意点の変更点

　①残高確認の対象について、様式の依頼人の項目に貸付番号を記載すること

　②回答期間について、依頼のタイミングによっては、返送までに1か月程度時間を要することから、可能な限り残高確認書を早期に発送すること

　③同封する返信用封筒について、A４用紙が折らずに収まる角２規格とすること

　④返信用封筒の切手料金が不足する場合、料金受取人払いとなること